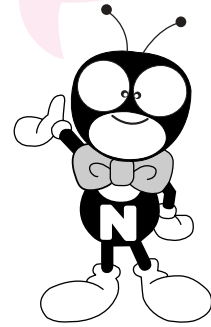


# 国民年金の届出は大丈夫？

春は異動の多い季節。国民年金の加入種別が変わったときには、きちんと届出をしましょう。



## 国民年金加入の種類

日本に住む20歳から60歳になるまでのみんなが加入する国民年金。その加入の仕方（種別）は3種類。あなたは今、第何号被保険者ですか？

- 第1号被保険者  
自営業者、農業従事者、学生、フリーターなど
- 第2号被保険者  
会社員、公務員など厚生年金や共済組合に加入している人
- 第3号被保険者  
第2号被保険者に扶養されている配偶者

## 20歳になったら国民年金

20歳になると、誰もが国民年金の被保険者になります。第2号被保険

者以外の人は、自分で届出が必要です。

届出先は

○第1号被保険者

住所地の市町村の国民年金担当窓口（市民課 国民年金係 または各支所市民課 国民年金担当係）

○第3号被保険者

配偶者の勤務する事業所の事業主

## 変更の届出は忘れずに

入学、卒業、就職、退職、結婚など人生の転機はたくさんあります。そして、そんなとき国民年金の加入の仕方も変わりがち。国民年金の加入種別が変わったときには届出が必要です。

届出が遅れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、もしものときに障害年金や遺族年金が受けられないこともあります。あなたのために大切なことです。忘れずに届け出ましょう

また、氏名や住所が変更になったときも同様に届出が必要です。

## こんなときには届出を！

	こんなとき	被保険者の種別	届出先
	学生や自営業者など、厚生年金や共済組合に加入していない人が20歳になった	未加入→第1号	①
	第2号被保険者の被扶養配偶者になっている人が20歳になった	未加入→第3号	②
第1号被保険者	配偶者が就職したことで、第2号被保険者の被扶養配偶者になった	第1号→第3号	②
	結婚により第2号被保険者の被扶養配偶者になった	第1号→第3号	②
第2号被保険者	60歳になる前に会社を退職し厚生年金の加入者でなくなった	第2号→第1号	①
	勤めを辞めて第2号被保険者の被扶養配偶者になった	第2号→第3号	②
第3号被保険者	配偶者が退職し、第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなった	第3号→第1号	①
	パート収入が130万円を超え、被扶養配偶者でなくなった	第3号→第1号	①
	配偶者が転職などで次のような状態になった 厚生年金⇔厚生年金 厚生年金⇔共済組合 共済組合⇔共済組合	第3号→第3号	②

〈届出先〉 ①市民課国民年金係または各支所国民年金担当係 ②配偶者の勤務する事業所の事業主

◎4月分からの学生納付特例は5月末までに手続きを

申請手続きに必要なもの

●年金手帳

●印鑑（本人が署名する場合は不要）

●学生証の写し又は在学証明書

問い合わせ先

市民課国民年金係

☎63-51112

各支所市民課

国民年金担当係

◎6月定例社会保険事務相談所（年金相談等）の開設について

佐和田町商工会

☎52-3148

16日(水)

午後1時30分～午後4時

両津商工会

☎27-5128

17日(木)

午前9時～午前11時30分

小木町商工会

☎86-2216

17日(木)

午前9時～午前11時

